

別表（第3条関係）

会費負担口数基準表

従業員数割

1口 月額250円 年額3,000円

法人4口以上、個人他3口以上

平成18年7月1日改定

従業員（職員）数	法人会員		個人会員・会社以外の法人・その他の会員	
5人以下	4口以上	12,000円以上	3口以上	9,000円以上
6～10人	6口以上	18,000円以上	5口以上	15,000円以上
11～15人	10口以上	30,000円以上	8口以上	24,000円以上
16～20人	14口以上	42,000円以上	12口以上	36,000円以上
21～30人	20口以上	60,000円以上	16口以上	48,000円以上
31～50人	30口以上	90,000円以上	27口以上	81,000円以上
51～70人	40口以上	120,000円以上	30口以上	90,000円以上
71～100人	50口以上	150,000円以上	40口以上	120,000円以上
101～200人	60口以上	180,000円以上	50口以上	150,000円以上
201～500人	70口以上	210,000円以上	60口以上	180,000円以上
501～1,000人	80口以上	240,000円以上	70口以上	210,000円以上
1,001人以上	90口以上	270,000円以上	80口以上	240,000円以上

注1) 特別会員の会費

会員同様「会費負担口数基準表」を適用する。

注2) 特定商工業者負担金：特定商工業者に該当する会員は、会費に特定商工業者負担金を含む

注3) 従業員

①定義：常時使用する従業員^{※1}をいい、次の者をいう。

※1：期間を定めず雇用されている人、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人

○正社員（職員）、嘱託社員（職員）、パートタイマー、アルバイト、またはそれに近い名称で呼ばれている人も、上記に該当すれば「従業員」に含む。

○また、常時一定の職務に就いている「個人事業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」も従業員に含む。

○派遣社員は派遣先の従業員に含め、派遣元の従業員は含めない。（派遣業を営む企業（派遣元）が会員となる場合は、登録している派遣社員は従業員数に含めずその事業所に常駐し就業している従業員数を適用する。）

②数え方：短時間労働者や週や月に何度かだけの勤務の者が多い場合は、1日の稼働人数をもって従業員数を算出する（例：2時間ずつ4人で1人分の仕事→1人）ただし、警備業の警備員など、仕事のあるときだけ稼働する登録型の従業員が多い場合などの従業員の数え方については、別途内規に定める。

注4) 会費は全額、損金または必要経費に算入できる。

注5) 会費額見直しの時期

会費算出の根拠となる従業員数は4月1日現在のもの（原則として「会員台帳兼法定台帳」記載分）とし、3年に1度、商工会議所の定める年に見直しをするものとする。年度途中で新たに会員となった者の会費は加入時の従業員数をもって算出する。